

平成 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン 大河 正明 殿

甲〔譲渡するBクラブ〕
(住所)
(名称)
(代表者)

(印)

乙〔譲受ける都道府県
バスケットボール協会〕
(住所)
(名称)
(代表者)

(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Bリーグ規約」第39条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Bリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Bリーグ規約第68条の必要経費を負担する。
		②その他	(1) ゲームディレクターならびに審判員の旅費等はBリーグが負担する。 (2) 試合使用球2個は甲が準備する。 (3) 記録関連機材スタッフは甲が配置する。
4	入場料および 入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からBリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Bリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてBリーグに提供する。
		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。
5	公衆送信権および送信可能化権	公衆送信権および送信可能化権はBリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、アリーナに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円(ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Bリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して30日以内に、甲を経由してBリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Bリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびBリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

[注]：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン 大河 正明 (印)

承認番号	平成 年・第 号
------	----------